

「栄地区（久屋大通）の渋滞解消を図り大気汚染防止・地球温暖化防止を図る」に対する関係機関からの回答資料

No.	改修（案）及び見直し（案）	関係機関からの回答	
1	【道路改修（案）】 ① 久屋大通公園を改修し、駐車待機専用レーンを1車線新設する（現状の3車線は維持し、第3車線は利用させない・・・本来ならば道交法違反にも関わらず、警察は取締りをしない）。私は、都市公園法に基づき、現在の久屋大通公園の面積を変更せず（代替え用地も不要）改修する案を持っています。	【①②：住宅都市局回答】 久屋大通における道路改修につきましては、駐車場待ちの滞留車両の問題以外にも、荷捌きの問題、歩道の使い方、自転車の問題、周辺道路交通への影響など様々な問題があるため、市民のみなさまや地域のご意見をお聞きしながら解決策を検討してまいります。	【環境局回答】 大気汚染の状況については、大気汚染防止法に基づき、市内18か所の測定局において常時監視を行っています。中区では自動車排出ガス測定局として若宮大通公園（平成30年度まではテレビ塔）で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質等を測定しており、令和4年度の結果については、光化学オキシダントを除き、環境基準及び環境目標値を達成しています。 引き続き、環境基準及び環境目標値の達成状況を把握してまいります。
	② 第1車線側の路肩（荷物積載用にもともと広めにしてある）を改修し、土曜日を含む休日は駐車待機専用レーンに改修する。（標示・カラーポール等により明記する）（第1車線は利用させない・・・違法駐車は、徹底的に警察が取締る）。	【②：中警察署回答】 ・現在、市道久屋大通線は、駐車監視員活動ガイドラインにおいて最重要路線に指定されており、最高20ユニット（40名）の駐車監視員が日中・夜間の巡回、確認標章（駐車違反ラベル）の取り付けを行っています。 ・110番、警察署、県警本部への駐車違反の通報に基づき、警察官もしくは駐車監視員が出向し現場の確認、取締り活動を行っています。 ・その他、警察安全相談等の駐車取締り要望に基づき、現場の確認、取締り活動を行っています。	
	③ 若宮大通公園駐車場から地下鉄矢場町駅までの地下街（店舗併用型）の新設	【住宅都市局回答】 若宮大通駐車場（若宮パーク）は、都心への車の乗り入れを抑制するため、都心の外周に配置されたフリンジ駐車場であることから、今後も若宮パークの利用促進策について若宮パークを運営する若宮大通駐車場株式会社とともに検討してまいります。	
2	【通行・運用方法の見直し（案）】 ① 丸田町から南（空港線）では上下線ともバスの専用レーンがあるが、これを栄まで延長する。定時走行を確保し、利用者を増やす（大量輸送による一般車両の削減）	【交通局回答】 基幹1系統は栄から丸田町間については現在バスレーンの設置はありませんが、バスレーン時間帯（午前7時から9時）の所要時分については大幅な遅れは出ていないのが現状です。 バスレーンの設置については、市バスが大幅な遅延が常態化しているような状況であれば検討の余地はあると思われますが、現状の運行状況では困難です。	
	② バス車庫等を活用したパークアンドライド方式による公共交通機関（バス・地下鉄）への移行（バス運行時間帯は、バスは出庫しておりバス車庫は空いていることから、駐車は可能との判断と大量輸送による一般車両の削減）⇒市交通局の収益の拡大にもなる	—	
	③ 現在は1系統しか名古屋高速道路を利用するバスがないが、この系統を増やすことにより高速かつ定時走行を確保し、大量輸送を可能とする（福岡市を見習う）	【交通局回答】 該当事案なしのため、回答不要とします。	
	④ 公共交通機関利用者が、店舗で利用できる割引制度の新設（パークアンドライドとの併用等を行うことにより、一日乗車券より効果が期待できる。日本人の人間心理は「割引」や「無料」という言葉に弱い）	【交通局回答】 交通局では、ご利用開始後の有効期限内のドニチエコきっぷ等の一日乗車券、24時間券を提示すると、市バス・地下鉄沿線の観光施設や飲食店などで、料金割引やワンドリンクサービスなどの特典を受けられるようにしており、特典を受けられる施設や飲食店を紹介した特典ガイドブック「なごや得ナビ」を年3回発行し、地下鉄各駅などで配布するほか、交通局ウェブサイトと同様の情報を掲載し、市民・利用者の皆さまに周知しております。 今後も引き続き、「なごや得ナビ」の充実を図り、市バス・地下鉄の利用促進につながるよう努めてまいります。	
	⑤ 若宮大通公園駐車場の店舗割引制度の導入拡大（久屋大通公園駐車場よりも割引率（還元率）を大きくする。PRも必要）	【住宅都市局回答】 若宮大通駐車場（若宮パーク）は、都心への車の乗り入れを抑制するため、都心の外周に配置されたフリンジ駐車場であることから、今後も若宮パークの利用促進策について若宮パークを運営する若宮大通駐車場株式会社とともに検討してまいります。	

駐 車 監 視 員 活 動 ガ イ ド ラ イ ン

平成27年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動
方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線		
	路 線 （ 区 間 ）		重点時間帯
	市道久屋大通線・東西線（久屋橋交差点～矢場久屋交差点）		終日
	市道錦通線（錦橋交差点～錦通久屋東交差点）		終日
	県道名古屋長久手線（納屋橋交差点～千種橋交差点）		終日
	国道１９号線（金山新橋南交差点～桜通久屋東交差点）		終日
	市道大津通線（桜通大津交差点～金山橋）		終日
	○ 重点路線		
	路 線 （ 区 間 ）		重点時間帯
	市道大津通線（市役所交差点～桜通大津交差点）		終日

重点地域	◎ 最重点地域		
	地 域 （ 町 名 ）		
	栄地区	・ 錦二丁目～三丁目 ・ 栄二丁目～五丁目 ・ 錦一丁目 ・ 栄一丁目 ・ 大須三丁目、四丁目	終日
	金山駅周辺地区	・ 金山一丁目～四丁目 ・ 金山町	終日
	○ 重点地域		
	地 域 （ 町 名 ）		
	丸の内地区	・ 丸の内一丁目～三丁目	終日
	三の丸地区	・ 三の丸一丁目～四丁目 ・ 本丸 ・ 二の丸	7時～20時
	新栄地区	・ 新栄一丁目～三丁目 ・ 新栄町 ・ 葵一丁目～三丁目 ・ 東桜二丁目	終日
	老松・橘地区	・ 千代田一丁目～五丁目 ・ 橘一丁目、二丁目 ・ 上前津一丁目、二丁目 ・ 富士見町・大井町	8時～2時
	平和地区	・ 伊勢山一丁目、二丁目 ・ 平和一丁目、二丁目 ・ 金山五丁目	8時～2時
	正木地区	・ 正木一丁目～四丁目 ・ 古渡町	8時～2時
	松原地区	・ 大須一丁目、二丁目 ・ 松原一丁目～三丁目 ・ 門前町	8時～2時
	○ 自動二輪・原付重点路線及び重点地域		
	地 域 （ 町 名 ）		
	最重点路線、重点路線及び最重点地域に同じ		終日

愛 知 県 中 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

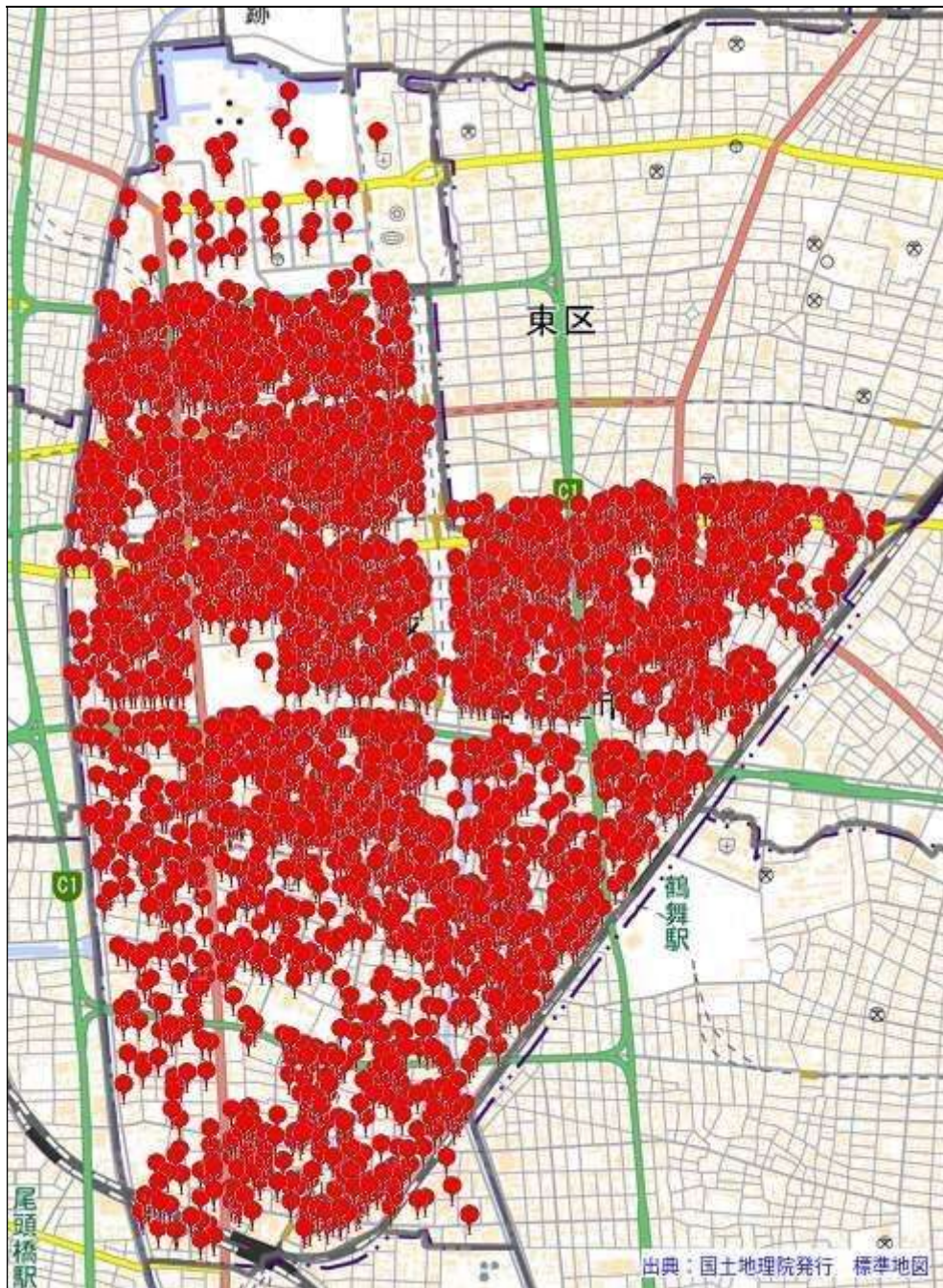
平成27年10月1日改定



愛知県中警察署

中警察署

駐車監視員活動ガイドラインにおける確認標章の取付け状況



令和5年4月1日～令和6年3月31日 23,025件